

生涯学習概論

(解答はすべて解答用紙に記入し、この問題用紙に記入しないこと。)

1. 日本では、ボランティア活動の奨励が、生涯学習の振興という文脈からも進められてきた経緯がある。これまでの文部省・文部科学省内の審議会での議論などを踏まえ、生涯学習とボランティア活動の関連をまとめたうえで、社会教育施設がボランティアを受け入れる意義を生涯学習との関連から800字以内で論じなさい。(30点)

2. 近年、国際的に社会人の学び直しの一つであるリスキリングへの期待と必要性が高まっている。リスキリングとは、これまでに従事している業務分野とは異なり今後成長や拡大が見込まれる分野の仕事や業務で必要となる新しい知識・スキルを身につけること、あるいは、企業等が従業員に対してそのような知識・スキルを身につけさせることとすることができる。現在、日本においてリスキリングを推進することにはどのような意義があるか、DX(デジタルトランスフォーメーション)の推進を例にして、個人と社会の視点から400字以内で述べなさい。(15点)

3. 次の事項の中から2つを選び、それぞれ200字以内で説明しなさい。その際、各事項のキーワード2つを必ず用いて説明しなさい。なお、解答の際、キーワードはカタカナ表記のみで構わない。(各10点)
 - ① 教育振興基本計画
キーワード：閣議決定、ウェルビーイング

 - ② アンドラゴジー (Andragogy)
キーワード：ノールズ (Knowles, M. S.)、自己主導的

 - ③ ギャップ・イヤー (gap year)
キーワード：大学入学前、社会体験

4. 次の文章の①～⑦に該当する適切な語句を、下記の□の中から選択し、解答用紙にはその記号を答えなさい。(同じ番号には同じ語句が入る。)(各5点)

教育基本法は、第一条で教育の目的について「教育は、(①)の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。」と述べ、さらに第三条の生涯学習の理念について、「国民一人一人が、自己の(①)を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」と定めている。

人の生涯にわたる学習は乳幼児期に始まるが、令和五年四月には、こどもの健やかな成長及び家庭における子育ての支援等を担う内閣府の外局として、(②)が設置された。

学校教育法第三十条第二項は、小学校教育の目標について「生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、(③)学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない。」と書かれているが、この条文は中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校にも準用される。

大学、高等専門学校等の高等教育では、近年、学校教育を修了した後、社会人が再び学校等で受ける教育を意味する(④)に注目が集まっている。(④)は、職業に必要とされるスキルを身につけるリスキリングや、職業とは直接的には結びつかない技術や教養等に関する学び直しを含む概念として用いられている。

生涯学習の推進のためには、国及び地方公共団体は、学校教育のみならず、社会教育の振興にも努めなければならない。ただし、「自律性、自発性に基づく国民の自己教育・相互教育」という社会教育の本質を守るため、教育委員会事務局に置かれる社会教育主事には、社会教育を行う者に(⑤)及び監督をしてはならないという制約が課されている。

障害者の権利に関する条約第二十四条は、教育についての障害者の権利に関する条項であるが、その第五項は「締約国は、障害者が、差別なしに、かつ、他の者との平等を基礎として、一般的な高等教育、職業訓練、成人教育及び生涯学習を享受することができることを確保する。このため、締約国は、(⑥)配慮が障害者に提供されることを確保する。」と、定めている。平成二十五年制定の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」も、社会的障壁の除去の実施について必要かつ(⑥)な配慮をしなければならないと定めている。

生涯学習社会の実現を目指す施策は、文部科学省・教育委員会のみならず、他省庁にも及んでいる。例えば、厚生労働省は、(⑦) に基づき、職業能力開発校や職業能力開発大学校を設置している。

- | | | | |
|---|--------------|------------|-----------------|
| ① | ア. 人格 | イ. 個性 | ウ. 品性 |
| ② | ア. 家庭教育支援庁 | イ. 子育て支援庁 | ウ. こども家庭庁 |
| ③ | ア. 主体的に | イ. 積極的に | ウ. 協働的に |
| ④ | ア. STEM 教育 | イ. リカレント教育 | ウ.アントレプレナーシップ教育 |
| ⑤ | ア. 指導 | イ. 助言 | ウ. 命令 |
| ⑥ | ア. 現実的 | イ. 総合的 | ウ. 合理的 |
| ⑦ | ア. 職業能力開発促進法 | イ. 職業安定法 | ウ. 労働基準法 |